

# 2024 学校危機管理マニュアル



## 亘理町立吉田中学校

電 話 0223-36-2022

学校携帯電話 080-1690-7817

F A X 0223-33-9022

E - m a i l [yoshida-jhs@watari-edu.jp](mailto:yoshida-jhs@watari-edu.jp)

**I 章 備える 【計画と体制】**

I - 1	学校防災全体計画	
(1)	学校防災全体計画	1
(2)	防災計画	2
I - 2	みやぎ防災教育副読本を活用した年間指導計画	6
I - 3	教職員の動員体制	
(1)	教職員災害初動マニュアル	7
(2)	非常配備体制	8
I - 4	吉田中学校災害本部組織と業務内容	
(1)	基本編製図①【内陸型地震, 在校時・登下校時津波, 火災, 風水害, Jアラート, 他各種災害時】	9
(2)	基本編成図②【休日・夜間・下校後の津波発生時】	10
(3)	各班の業務内容	11
(4)	基本編成図②における安否確認連絡体制	12
I - 5	情報連絡体制図	
(1)	警報, および注意報の場合	13
(2)	特別警報の場合	14
(3)	注意報, 警報, 特別警報それぞれの対応一覧表	15
I - 6	災害発生時の下校指導及び保護者引き渡し計画	
(1)	災害発生時の下校指導	16
(2)	保護者引き渡し	16
(3)	災害時引き渡しカード	17

**II 章 対応する① 【地震・津波編】**

II - 1	津波被害が想定される場合の対応と避難誘導	
(1)	津波対応マニュアル早見表	18
(2)	在校時の発生	
1)	津波発生時の学校の対応	19
2)	吉田小学校への避難経路図と教職員の配置	22
3)	垂直避難経路図	23
(3)	在校時以外の発生（登下校時, 校外学習時, 在宅時）	
1)	津波発生時の学校の対応	24
2)	吉田小学校への避難経路図と教職員の配置	25
II - 2	地震発生時の対応と誘導避難（津波被害が想定されない場合）	
(1)	地震対応マニュアル早見表	26
(2)	地震発生時の対応	
1)	登下校中	27
2)	授業中（普通教室）	28
3)	授業中（特別教室）	29

4) 授業中 (体育館) ······	3 0
5) 授業中 (校舎外) ······	3 1
6) 休憩中, 清掃中, および部活動中 ······	3 2

### III章 対応する② 【その他の災害編】

III-1 火災発生時の対応	
(1) 消防計画 ······	3 3
(2) 予防管理組織 ······	3 5
(3) 自衛消防隊編制表 ······	3 6
(4) 火災発生時の教師の対応 ······	3 7
(5) 避難経路と避難隊形図 ······	3 8
(6) 火災報知器の復旧手順 ······	4 0
(7) 防火扉の復旧手順 ······	4 1
III-2 風水害 (雷, 暴風, 大雨, 洪水, 高潮, 大雪 各警報) 発生時の対応	
(1) 吉田地区の洪水・土砂災害防災マップ ······	4 2
(2) 防災体制, 及び役割分担 ······	4 3
III-3 龍巻発生時の対応	
(1) 防災体制, 及び役割分担 ······	4 6
III-4 弹道ミサイルの落下が想定される場合の対応と避難誘導	
(1) 在校時の発生	
1) 基本編成図① ······	4 9
2) 各班の業務内容 ······	5 0
3) 避難計画 (在校時) ······	5 1
(2) 登下校時の発生	
1) 登校時の初動体制 ······	5 2
2) 下校時の初動体制 ······	5 3
3) 登下校発生時の生徒への指導内容 ······	5 4
(3) 休日・早朝 (登校前)・夜間時の発生 ······	5 5
(4) 中総体や修学旅行など, 校外活動時の発生 ······	5 6

### IV章 対応する③ 【災害以外の危機管理編】

IV-1 不審者侵入時の対応と避難誘導	
(1) 不審者侵入対策規定 ······	5 7
(2) 不審者侵入時の緊急対応 ······	6 0
IV-2 登下校時の緊急事態 (不審者事案) への対応 ······	6 1

### V章 回復する 【避難所運営計画】

V-1 避難所運営計画	
(1) 避難所施設利用計画 ······	6 2
(2) 防災倉庫備蓄用品一覧表 (2階教材室隣) ······	6 3

### VI章 資料編

VI-1 個人避難マニュアル【家庭用】【学校用】 ······	6 4
VI-2 被災状況調査 ······	6 7
VI-3 地震・津波対応マニュアル【生徒用】【保護者用】【教職員用】 ······	6 8

## VII章 生徒指導編

VII-1	学校安全年間指導計画	71
VII-2	感染症疾患等流行時における校内体制	72
VII-3	事故発生における救急体	73
VII-4	プール緊急時対応マニュアル	74
VII-5	エピペン保有生徒対応マニュアル	75
VII-6	いじめ防止基本方針	76

## 別冊保管資料

1	各種災害別 非常配備体制簡易マニュアル	別紙記載：各職員所持
2	事故等発生時の対応の基本別紙	[教育計画] 記載
3	地区生徒数名簿	非常用持出品内に別紙保管 ※亘理中と吉田小にも保管依頼
5	引き渡しカード	非常用持出品内に別紙保管
6	安否確認情報メール操作マニュアル	防災無線横に別紙保管
7	心肺蘇生法、及びAED操作手順	AED設置場所に別紙保管
8	防災FAX・防災無線の取り扱い方法、及び連絡先一覧表	防災無線横保管

# I - 1 (1) 学校防災全体計画

亘理町立吉田中学校

安全教育に関する法令等
・教育基本法
・学校教育法
・学校保健安全法及びその他関連法
・教育委員会の方針、目標等

## 学習指導要領

学校教育目標
教育目標：互いを尊重し支え合い、自ら未来を切り拓き、心より良い地域の創造に貢献できる、心身ともに健やかな生徒の育成を目指す。
学校経営方針：心を育てる学校・楽しい学校・安全な学校・開かれた学校
防災教育の目標
・「自らの身を守り、乗り切る力」の育成 ・「知識を備え、行動する力」の育成 ・「地域の安全に貢献する心と力」の育成 ・「安全な社会に立て直す力」の育成 ・「安全・安心な社会づくりに貢献する心」の育成

各教科	
・自然災害の現状と対策 ・災害メカニズムの知識 ・地域の地理的特性 ・防災体制等の理解 ・防災意識の高揚 ・ボランティア精神の育成 ・応急処置(応急手当) 等	
道徳	・生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の命を尊重する。 ・勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める。

体制の整備・防災教育・指導力の向上

学校防災推進の重点（視点）等	
防災教育 〔防災学習 防災指導〕	・教育活動全体を通じた防災教育の推進 ・災害発生時に活用できる生活能力の習得 ・年4回の防災訓練(下校時の地震、津波、地域、火災)の実施 ・防災教育の指導方法・内容の工夫及び改善
防災管理	・避難所支援対応の整備と確認 ・避難経路及び通学路の危険箇所の点検・確認 ・災害時の危機管理能力の向上
組織活動	・教職員の役割の明確化 ・家庭や地域及び関係機関との連携 ・教職員の防災対応能力や応急処置能力の向上 ・心のケア等の校内研修の充実

安全に関する学校の現状等
・学校や学区は、津波浸水区域に位置しており、家屋の流失や損壊、親族の死を経験した生徒もいる。 ・行政区によって津波被害の差が大きく、防災に対する温度差がある。

## 特別活動

学級活動	・災害時の自分自身の安全に加えて、災害時の被害者の救出や地震後の火災発生防止など二次災害を防ぎ、家庭や地域の人々の安全を守るために必要な事項を取り上げ、理解できるようにする。また、家庭での災害に関する日常の備えに当たって、積極的な役割が果たせるようにする。
生徒会活動	・被災地の学校へのメッセージや募金活動など、生徒の創意を生かした自発的・自動的な活動を推進する。
学校行事	・地域の関係機関と連携した実践的な避難訓練の実施や地域と一体となった防災訓練の実施等により、進んで防災対応能力を身に付けようとする態度を育てる。
部活動	・それぞれの個性、特技を生かしながら、集団への所属感、連帯感を高め、助け合いの心を育てる。

## 各学年の防災教育目標

1学年	2学年	3学年
・人間としてかけがえのない命を与えていていることに喜びと感謝の気持ちを持ち、人間としてどう生きていくかを考える。 ・学校や社会の一員として共に力を合わせて集団生活の向上に努めようとする態度を育てる。 ・自然災害について知るとともに、地域の状況をとらえることによって、災害の備えについて考え、防災意識の向上を図る。	・非日常的な生活を強いられた仲間の心情や被災者の悲しみ、苦しみの深さに触れることで、生命の重さや尊さについて考える。 ・ボランティア精神及び勤労の喜びを理解し、ボランティア等の活動に積極的に関わろうとする態度を養う。 ・地域の災害特性に気づかせるとともに、先人の被害への備えなどを調べ、地域における防災体制を考える。	・優しさや思いやりの心を持ちながら生きていくことの大切さを理解させるとともに、進んで公共の福祉のために尽くそうとする態度を養う。 ・災害のメカニズムを理解し、安全で快適な町づくりをするために必要な環境整備について関心を持つ。 ・災害における学校が果たす役割について理解し、学校と地域のつながりについて考える。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に周囲の状況を的確に判断し、安全に避難する能力を身に付ける。</li> <li>・災害時の応急処置について、その意義と処置法を身に付ける。</li> </ul>		

連携

家庭
・防災意識の高揚 ・ボランティア精神の育成 ・個別懇談

地域社会
・ボランティア活動など様々な体験活動の機会や場の充実 ・防災リテラシーの育成 ・自主防災組織、総合防災訓練の開催

# I - 1 (2) 亘理町立吉田中学校防災計画

## 第一章 総 則

### 第1条（目的）

この計画は、消防法第8条第1項に基づき、亘理町立吉田中学校における防火管理業務について必要な事項を定めて、火災・震災・津波その他の災害の予防及び人名の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

### 第2条（消防計画の適用範囲）

亘理町立吉田中学校防火管理者は、教頭とし、この計画についての一切の権限を有すると共に、次の業務を行うものとする。防災主任はその補佐を行う。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 消火・通報及び避難誘導の訓練の実施
- (3) 建築物・火気使用設備器具・危険物設備の検査の実施及び監督
- (4) 消防用設備等の点検・整備の実施及び監督
- (5) 火気使用または取扱に関する指揮監督
- (6) 管理権限者に対する助言及び報告、並びにその他防火管理上必要な業務

### 第3条（消防機関への連絡・報告）

防火管理者は、次の業務について、消防機関への報告・届出及び連絡を行うものとする。防災主任はその補佐を行う。

- (1) 消防計画の提出（改正の都度）
- (2) 建物及び諸設備または変更の事前連絡及び法令に基づく諸手続
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 消防用設備等の点検及び火災予防上必要な検査指導の要請
- (5) 教育訓練指導の要請
- (6) その他法令に基づく報告及び防火管理について必要な事項

## 第二章 予防管理対策

### 第4条（予防管理組織等）

日常の火災及び地震の時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者を定め、その編成及びその主たる任務は、別表1に定める通りとする。

### 第5条（火災予防上の遵守事項）

火災予防のため、すべての者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具は、使用する前及び使用後には必ず点検し、安全を確認すること。
- (2) 火気使用設備器具の周囲は、常に整理整頓をしておくこと。
- (3) 退出時には、火気等の後始末を完全にすること。
- (4) 廊下・階段・通路・出入り口等その他の避難のために使用する設備には、避難の妨害となる設備を設けたり、物品を置いたりしないこと。また、避難口等に設ける戸は、容易に解錠し、開放できるようにしておくこと。
- (5) 校地内で工事を行う者は、火気管理について防火管理者の指示を受けて行うこと。

### 第6条（建物等の自主検査）

防火管理者及び各火元責任者は、建物・火気使用設備器具・危険物施設等について検査を実施するものとし、防災主任はその結果を管理する。

## 第7条（消防用設備等の点検）

防火管理者は、建物内に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するため、点検を行うものとし、防災主任はその結果を管理する。

## 第8条（点検検査結果の記録と報告）

防火管理者は、点検検査の結果を、防火対象物維持台帳（別紙1）に記録するとともに、消防用設備等の点検結果については、3年に1回消防署長に報告しなければならない。防災主任はその補佐を行う。

## 第9条（不備欠陥等の整備）

防火管理者は、建物等及び消防用設備等に不備欠陥事項があるときは、改修について校長に報告し、その改修促進を図るものとする。

# 第三章　自衛消防活動対策

## 第10条（組織と編成）

亘理町立吉田中学校の自衛消防組織として、校長を隊長とする自衛消防を組織する。なお、自衛消防隊の編成及び任務分担は、別表2の通りとする。

## 第11条（自衛消防活動）

自衛消防隊長は、消防器具等の配置図及び避難経路図を作成し、掲示するものとする。この避難経路図は別表3の通りである。

火災が発生した場合には、前条に定める任務分担及び消火器具配置図・避難経路図に基づき、積極的に行動するものとする。

# 第四章　耐震対策

## 第12条（震災予防措置）

地震時の災害の発生を予防するため、第三章に定めることのほか、次のことを行うものとする。

- (1) 建物及び建物に付随する施設並びに校内に陳列・設置する物件の倒壊・転倒・落下の有無検査。
- (2) 火気使用設備器具等の転倒・落下防止及び自動消火装置・燃料等の自動停止装置等についての作動状況の検査。
- (3) 危険物等の転倒・落下・浸水等による発火防止の措置。

各火元責任者は、被害を生ずるに至らない地震の場合であっても、地震後、建物・火気使用設備器具の点検・検査を行い、その安全性を確認すること。

## 第13条（震災に備えての準備物）

震災に備えて次の品目を常に持ち出せるように準備しておくものとする。保管場所については職員室奥の棚下とし、避難場所（亘理中学校、吉田小学校）毎に保管する。

- (1) 救急医薬品
- (2) 懐中電灯
- (3) トランジスタラジオ
- (4) 非常持出品など

## 第14条（地震時の活動）

地震時の活動は、第三章に定めることのほか、次によるものとする。

- (1) 各火元責任者は、各種器具からの出火防止措置を講ずること。
- (2) 防火管理者は、必要な指示を与え、混乱防止の措置を講ずること。
- (3) 防火管理者は、自らの判断または防災機関からの避難命令により、指定避難場所等へ避難誘導すること。
- (4) 防災主任は防災マニュアルをもとにし、防火管理者とともに学校機能回復のための準備を進めること。

## 第15条（防災教育）

防災主任は、次の事項により防災教育を行うものとする。

- (1) 防災教育年間指導計画に従って、校内の防災教育の円滑な推進に努める。防災教育の内容は、次のものとする。
  - ① 消防計画の周知徹底
  - ② 火災予防上の遵守事項
  - ③ 防火管理上の各係の任務及び責任の周知徹底
  - ④ 震災対策に関する事項
  - ⑤ 個人避難マニュアルの作成
  - ⑥ その他、火災予防上必要な事項

## 第16条（避難訓練）

防火管理者は、次の事項により訓練を行うものとする。防災主任はその補佐を行う。

- (1) 下校時の津波対策の避難訓練を5月に、在校時の津波対策の避難訓練（緊急時垂直避難訓練）を6月に、町総合防災訓練への参加を9月に行う。なお、訓練は生徒・教職員に詳細な事前予告を行う場合と、行わない場合と実状に応じて実施する。
- (2) 通報・消火・避難誘導を連携して行う火災避難訓練を11月に行う。
- (3) ショート訓練（Jアラート、地震）を後期に、不審者侵入訓練を10月に行う。なお、これらの訓練はいずれも生徒・教職員に詳細な事前予告を行う場合と行わない場合と実状に応じて実施する。

## 第17条（訓練の実施報告）

防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合は、別記「自衛消防訓練通知書」により、消防署へ通知するものとする。

## 第五章 津波避難

### 第18条（津波発生時の対応）

津波発生時の対応は、第四章に定めることのほか、『吉田中学校防災マニュアル「II-1 津波被害が想定される場合の対応と避難誘導』』によるものとする。

## 付則

- 1 この防災計画は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月24日 一部改正 [第16条(3)の追記]
- 3 令和4年7月 4日 一部改正 [第16条の変更] (防災マニュアルの見直しのため)

## 防火対象物維持台帳

点検実施月日 消防設備等	実施月日			点検者
	外観点検	機能点検	総合点検	
消防器	月　日	月　日	月　日	(株) アオキ 022-287-3535
	月　日	月　日	月　日	
自動火災報知器	月　日	月　日	月　日	同上
	月　日	月　日	月　日	
屋内消火栓	月　日	月　日	月　日	同上
	月　日	月　日	月　日	
誘導灯	月　日	月　日	月　日	
	月　日	月　日	月　日	
ガス警報器	月　日	月　日	月　日	
	月　日	月　日	月　日	

## I—2 令和6年度 みやぎ防災教育副読本を活用した年間指導計画

亘理町立吉田中学校

月	防災管理	組織活動	防 灾 教 育 (防災学習・防災指導)					
	関 連 行 事	教 科	道 德	総合的な学習の時間	学級活動	学校行事	朝会・帰会	
4	・通学路及び避難経路の確認 ・個人防災マニュアル、及び引き渡しカードの作成 (2・3年生は見直し) ・緊急時の対応の確認			●宮城を支える君たちへのメッセージ 【その他】(1年) ●○○津波災害を学ぶ 【第2章】(1~3年) ●○○津波災害への備え 【第3章】(1~3年)	●○○災害時の情報の収集と活用 【第3章】(1~3年)	●入学式 ●野外活動(志津川自然の家) ◎修学旅行(関東方面)	○○大震災を経験して 【その他】(2・3年)	
5	・下校時避難訓練			●○○下校時避難訓練事前指導 8日(水)		●○○生徒総会		
6	・垂直避難訓練 12日(水)		○大震災を経験して 【第1章】(2年)	○宮城を支える君たちへのメッセージ 【その他】(3年) ○私たちにできる心のケア 【第6章】(3年) ●○○地震・ローリングストック学習 12日(水)	○津波災害への備え 【第3章】(2年)	●○○郡中総体 ○仙台自主研修	○地域の一員としてできること 【第4章】(3年)	
7			●「私の挑戦」 【第7章】(1年)			●○○生徒交流会 ●○○防犯教室		
8	・不審者対応訓練 (教職員対象) ・防災指導員講習会 (町主催・生徒対象)			●○○町総合防災訓練事前指導 26日(月)				
9	・国民防災の日 (毎年1日) ・亘理町総合防災訓練 1日(月) (地震・津波緊急時) ・体験型防災学習			●○○避難者の一員として 【第4章】(1~3年)	●○○地震災害への備え 【第3章】(1~3年) ●○○大雨・突風などによる災害への備え 【第3章】(1~3年)	●○○生徒会役員選挙 ●○○郡新人大会		
10			○「ふるさとのいちご畠復活を夢見て」 【第7章】(2年)			●○○合唱祭		
11	・津波防災の日 5日(火) ・火災・消火訓練 12日(火)	[保健体育] ○心の健康を保つために 【第6章】(1年)  [社会] ○東日本大震災からの復旧・復興 【第5章】(3年)		●○○火災・消火訓練事前指導 12日(火)		●○○薬物乱用防止教室 ●○○いじめ防止フォーラム		
12								
1		[理科] ●地震災害を学ぶ 【第2章】(1年) [国語] ○いつものように新聞が届いたーメディアと東日本大震災 [7 思いを馳せる](3年)	●「震災をわすれないために」 【第3章】(1年)	全学年防災学習 ●通学路見直し ○ボランティア学習 ◎亘理町DIG 17日(金)				
2		[理科] ○大雨・突風による災害を学ぶ 【第2章】(2年)	○「前に進もう」 【第7章】(3年)			●○○3年生を送る会		
3	・みやぎ鎮魂の日 11日(火)		○「階上中学校卒業生代表の言葉」 【第1章】(2年)	●○○みやぎ鎮魂の日学習 11日(火)	●東日本大震災を忘れない 【第1章】(1年)	○卒業式		

● : 1年生

○ : 2年生

◎ : 3年生

## 教職員の動員体制（防災計画）

### 1 非常配備体制（令和6年）

区分	配備体制		非常持ち出し品
<b>警戒本部 (1号配備)</b>	<b>吉田小</b>	校長、防災主任	<b>緊急持ち出し品</b> 生徒名簿、引き渡しカード、吉田中学校避難者名簿、災害用無線（吉小）、学校携帯（亘中）、ラジオ、ベスト
	<b>亘理中</b>	教頭、主幹教諭	
<b>特別警戒本部 (2号配備)</b>	<b>吉田小</b>	校長、防災主任、業務員	<b>緊急持ち出し品</b> + 持ち出し可能な範囲で 個人防災マニュアル、 ペン、マジック、バインダー、軍手等
	<b>亘理中</b>	教頭、主幹教諭	
<b>災害対策本部 (3号配備)</b>	<b>吉田小</b>	校長、防災主任、業務員、養護教諭、事務、畠中、萬、菅	<b>緊急持ち出し品</b> + 持ち出し可能な範囲で 個人防災マニュアル、 ペン、マジック、バインダー、軍手等
	<b>亘理中</b>	教頭、主幹教諭、川崎、門馬、高橋、藁谷	

\* 教職員は、自身の非常持ち出し品を持参の上収集し、校長の指示のもと、避難所の運営支援や各担当地区を中心とした生徒の安否確認を行う。

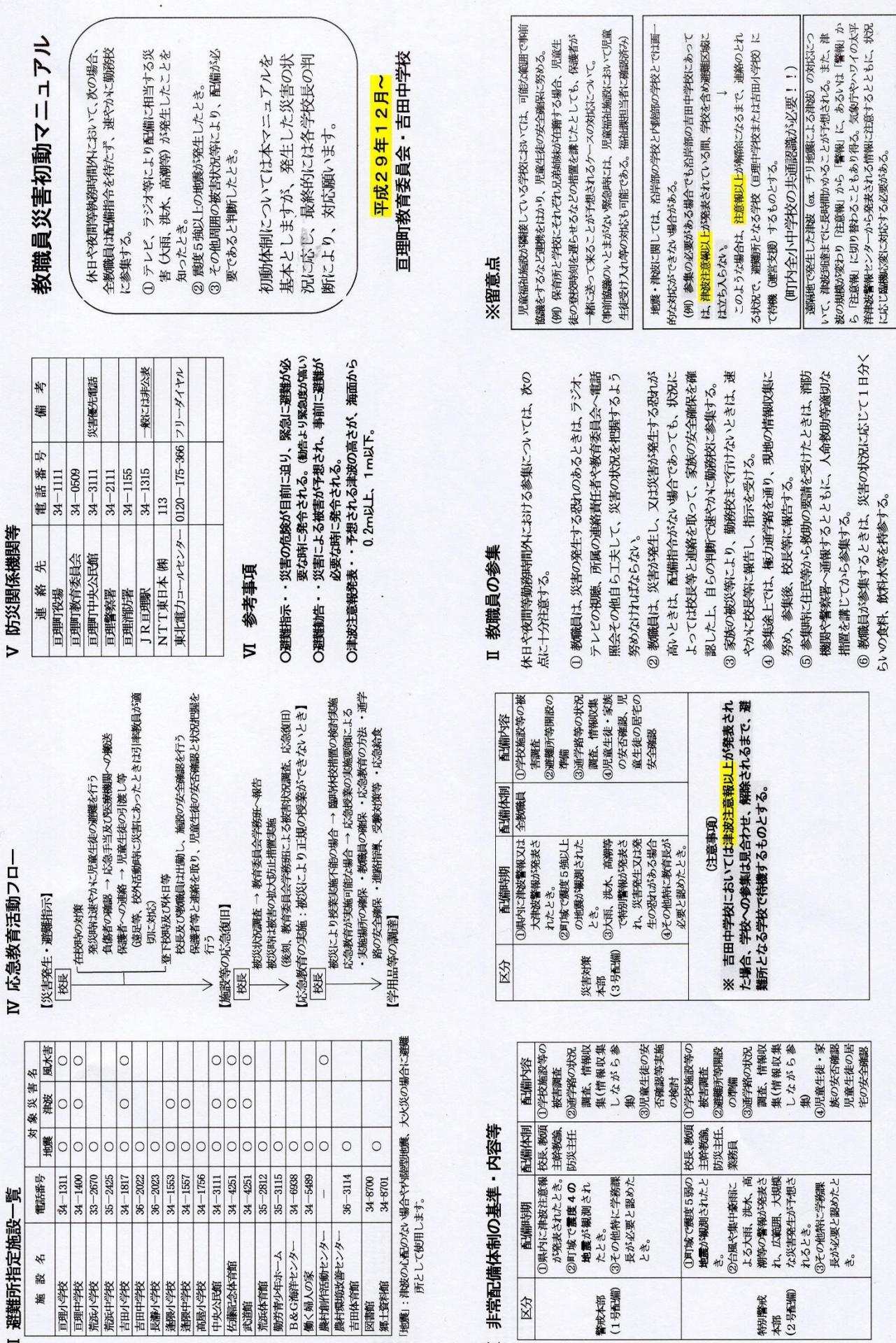
\* 切迫している状況下では非常持ち出し品を持たず、命を最優先にする。

（吉小・亘中には、地区生徒名簿の保管を依頼してある。）

## R6地区生徒数及び担当教師（R6.4.1現在 在籍67名）

吉田小						亘理中					
地区	担当	1年	2年	3年	合計	地区	担当	1年	2年	3年	合計
開墾場	畠中	0	3	4	7	一本松	川崎	0	2	1	3
野地	萬	2	1	4	7	新丁	門馬	1	1	2	4
浜吉田北	菅	8	3	3	14	長瀬浜	高橋	5	3	1	8
浜吉田東	菅	1	1	1	3	大畠浜	藁谷	1	0	0	1
浜吉田西	鈴木	3	4	11	18	学区外 長瀬浜に入る	高橋	0	1	0	1
吉田小合計		14	12	23	49	亘理中合計		7	7	4	18

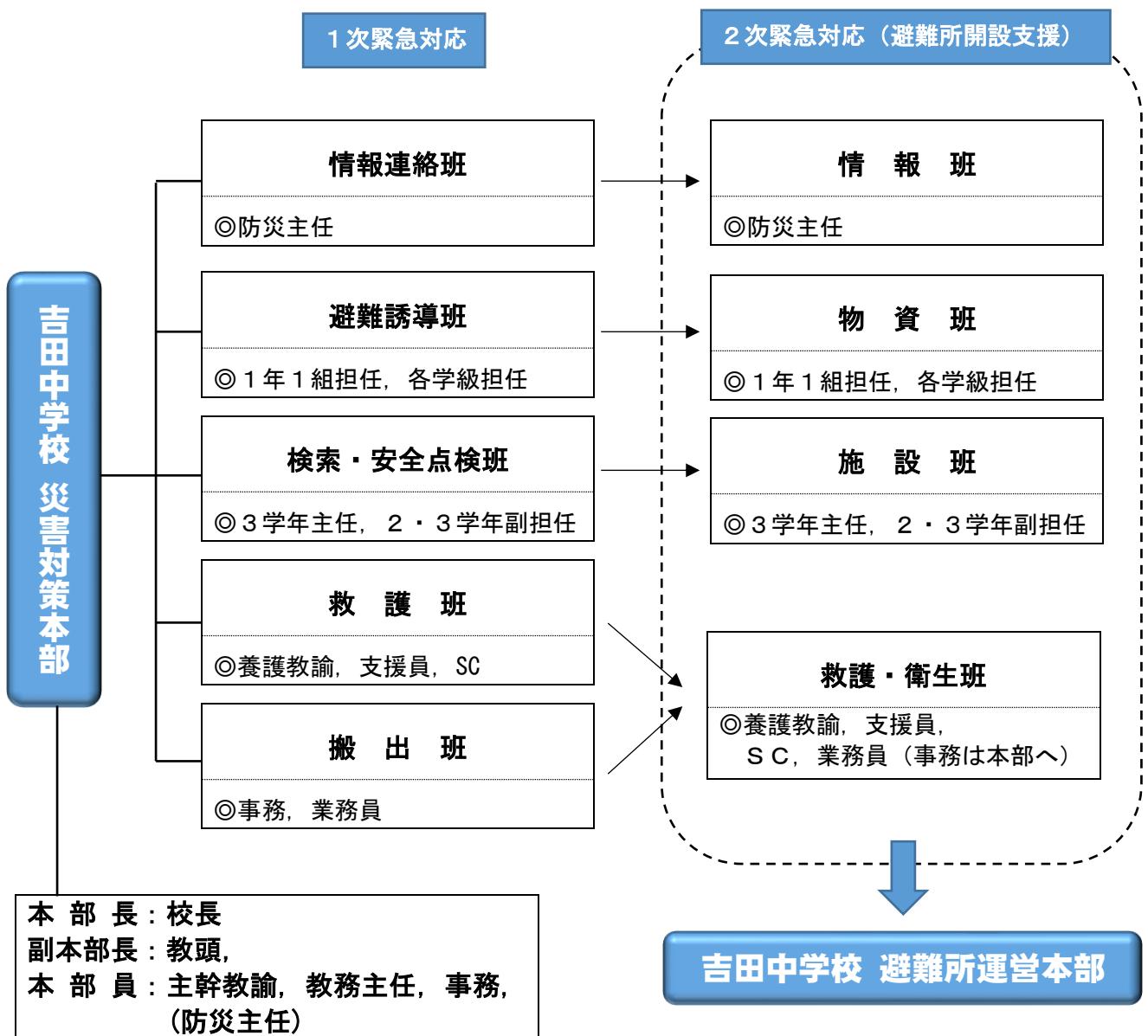
## 2 教職員災害初動マニュアル



## I - 4 吉田中学校災害本部組織と業務内容

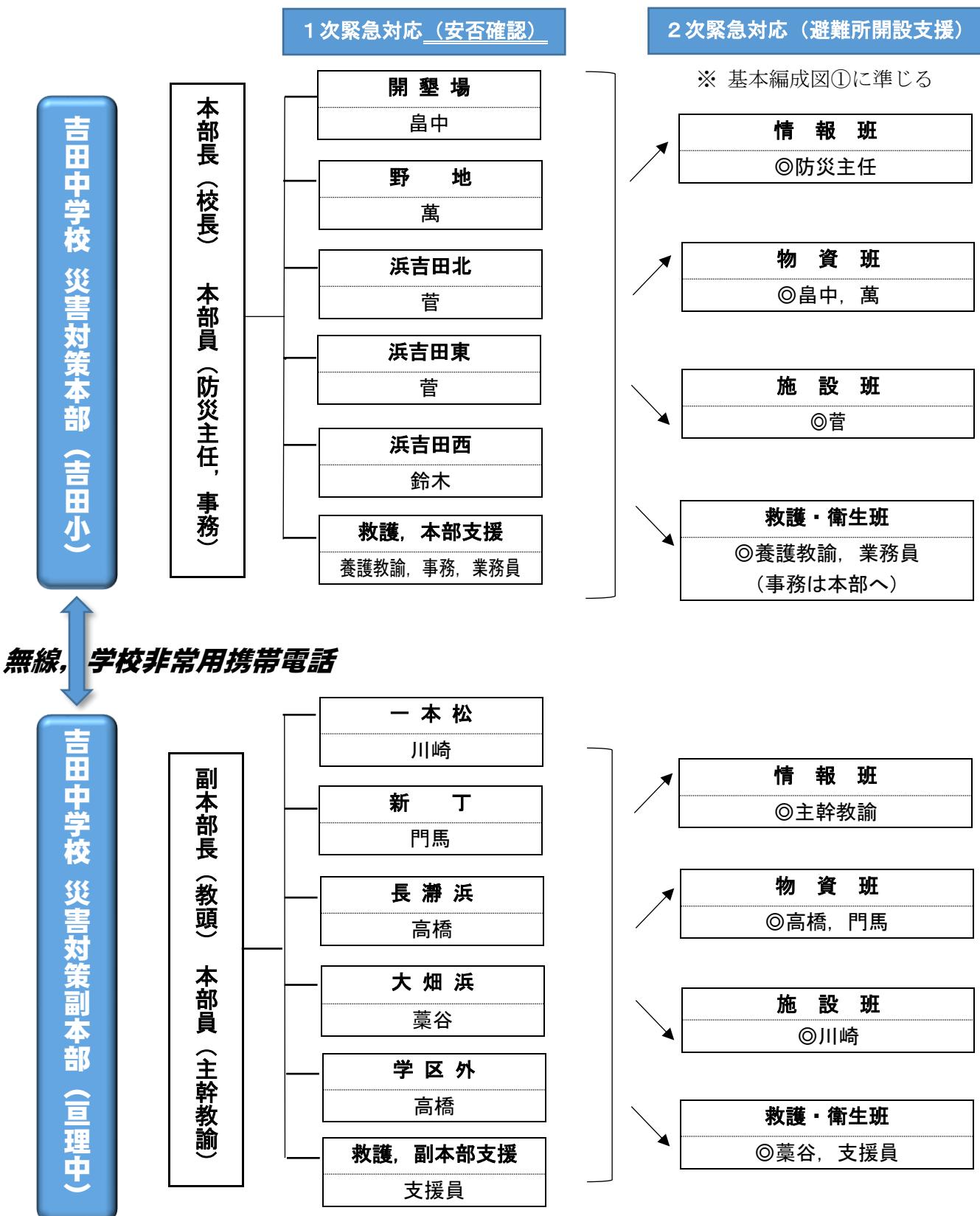
震災の規模や被害状況等をふまえ、吉田中学校災害対策本部（以下「本部」）を設置し、迅速かつ組織的に災害対応にあたる。

### (1) 基本編成図①【内陸型地震、在校時・登下校時津波、火災、風水害、他各種災害時】



- ※ 本部長（本部） ⇔ 各班長 ⇔ 班員 の連絡体制で迅速に業務にあたる。
- ※ 本部長代理順位……①教頭, ②主幹教諭, ③教務主任
- ※ 災害の状況に応じて、他班の支援体制を考える。（1次緊急対応を優先にする）
- ※ 在校時または登下校時に津波で吉田小学校へ避難した場合は、2次緊急対応として班ごとに吉田小学校の避難所運営業務にあたる。

(2) 基本編成図②【休日・夜間・下校後の津波発生時（校地内は、避難区域のため立入禁止）】



※ 教職員は、飲料水等自身の非常持出品を持参の上参集し、校長の指示のもと、各担当地区を中心とした生徒の安否確認や各避難所（吉田小または亘理中）の運営支援を行う。

※ 教職員が学校にいる場合（下校後）は、検索と搬出のみを行い、非常持出品を持って直ちに吉田小学校または亘理中学校へ避難する。

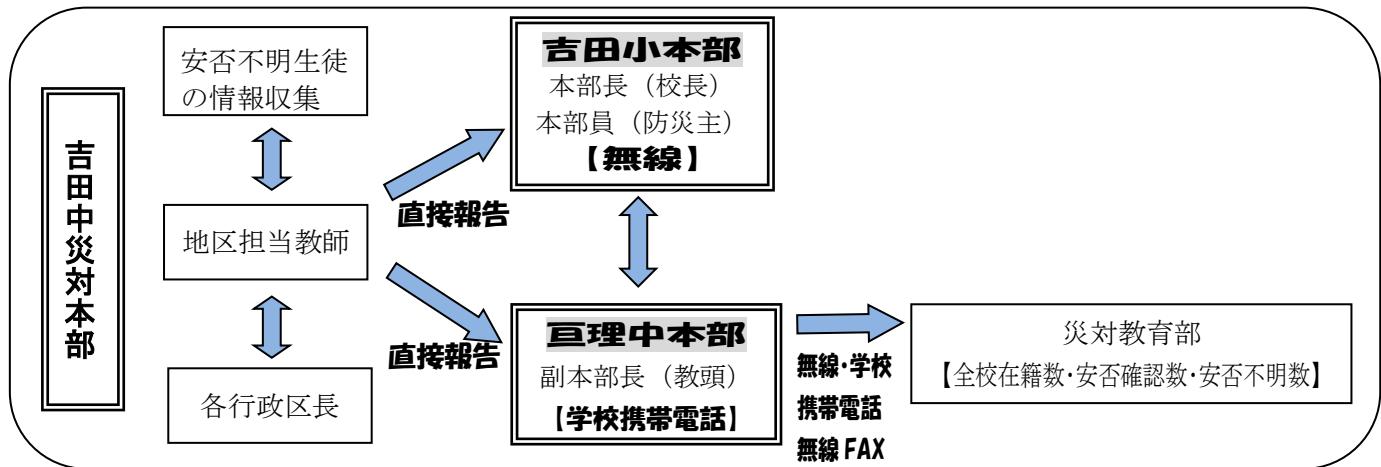
※ 切迫している状況下では非常持出品を持たず、教職員も命を最優先にする。（吉小・亘中には、連絡先が記載してある生徒名簿の保管を依頼してある。）

(3) 各班の業務内容

班名	業務内容	避難所開設支援
本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体指揮</li> <li>・校内放送等による連絡や指示</li> <li>・応急（緊急）対応の決定</li> <li>・生徒や職員の安否確認状況、負傷状況を集約</li> <li>・各班との連絡調整</li> <li>・町教育委員会、町災害対策本部、PTAとの連絡調整・報告</li> <li>・被災状況の把握、情報収集</li> <li>・非常持出品（生徒名簿、引き渡しカード、無線、学校非常用携帯電話、ラジオ等）の搬出</li> <li>・報道機関との連絡・対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の施設管理</li> <li>・町職員や避難先の教職員連携を取り、町職員指示のもと、避難所の住民による自主運営の統括を支援する。</li> </ul>
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰宅困難な生徒の保護、及び家庭への連絡</li> <li>・生徒及び家族の被災状況の確認（生徒在宅時の発災）</li> <li>・一斉メールや安否確認メールの配信</li> <li>・保護者への生徒の引き渡し（引き渡しカード）</li> </ul>	<b>情報班</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所運営会議の設置</li> <li>・情報の収集・整理・確認</li> <li>・避難所内の情報伝達</li> <li>・避難者名簿の作成・管理</li> <li>・避難所内の割り振りの支援</li> </ul>
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災直後の生徒の身の安全確保を指示、及び直後の安否確認</li> <li>・安全な避難経路を確認しての避難誘導</li> <li>・生徒の安否確認状況と負傷状況を本部へ報告</li> </ul>	<b>物資班</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄物資の配分</li> <li>・救援物資の受け入れ・配給</li> <li>・飲料水、生活用水の確保・配給</li> <li>・炊き出しの支援</li> </ul>
検索・安全点検班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・逃げ遅れた生徒がいないか校舎内を検索           <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【1階・体育館】：1学年主任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【2階】：2学年主任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【3階・屋上への階段】：3学年主任</div> </div> </li> <li>・火災が発生した場合の初期消火</li> <li>・校舎内外施設の被害状況の確認と本部への報告</li> <li>・ガスや水道の元栓の閉止</li> </ul>	<b>施設班</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物内の安全維持補修</li> <li>・テントの設営</li> <li>・避難者の状況把握</li> <li>・避難生活のルール策定</li> <li>・避難所内の安全管理</li> <li>・出火防止対策の支援</li> </ul>
救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急用品の確保、搬出</li> <li>・負傷者、被救護者の救出、応急処置</li> <li>・負傷者、危険箇所等の通報</li> <li>・「心のケア」の実施</li> </ul>	<b>救護・衛生班</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者、病人の応急手当</li> <li>・救護所の活動に協力</li> <li>・避難所内の衛生管理</li> <li>・仮設トイレ、ゴミ集積所の維持管理</li> <li>・避難住民の心のケアの支援</li> </ul>
搬出班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要書類、重要物品等の安全な場所への搬出</li> </ul>	

#### (4) 基本編成図②における安否確認連絡体制

※教職員は、黄緑色の職員ベスト着用、地区名簿持参



- 災対教育部及び災対本部への連絡・報告は、無線 or 学校非常用携帯電話 or 無線 FAX を使用。  
各種通信手段は、長瀬小学校と共有して使用する。
- 地区担当教師から各校本部への報告は、状況によって直接報告の他に携帯電話等別な手段を使うこともあり得る。

#### 災害時の通信手段の配置【長小との調整で常に下記の分担で持ち出し、共有して使用する】

	半固定無線	学校非常用携帯電話
吉田中	ぼうさいわたり 315 【災害時は <b>吉田小</b> に持ち出し】	080-1690-7817 【災害時は <b>大理中</b> に持ち出し】
長瀬小	ぼうさいわたり 311 【災害時は <b>大理中</b> に持ち出し】	080-1690-7812 【災害時は <b>吉田小</b> に持ち出し】
災害対策教育部	ぼうさいわたり 305	
災害対策本部	201・202・203・211	
災害対策本部	34-1430 【災害時特設電話からのみ通話可能】	

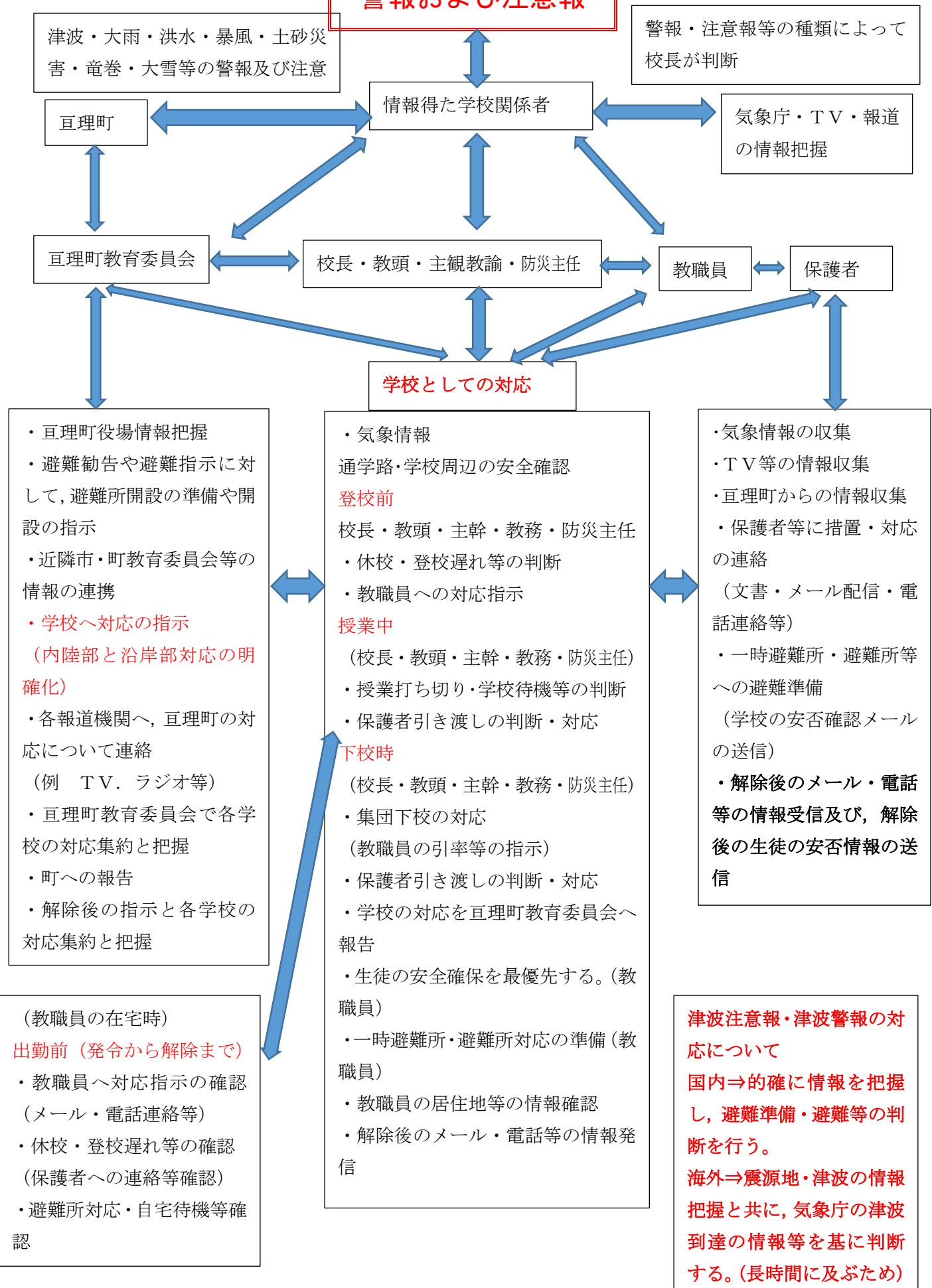
※ 半固定無線↔固定電話・携帯電話間の通話はできない。

※ 町内小中学校の番号一覧表は、半固定無線や非常持ち出し品セットに常にくくりつけてある状態。

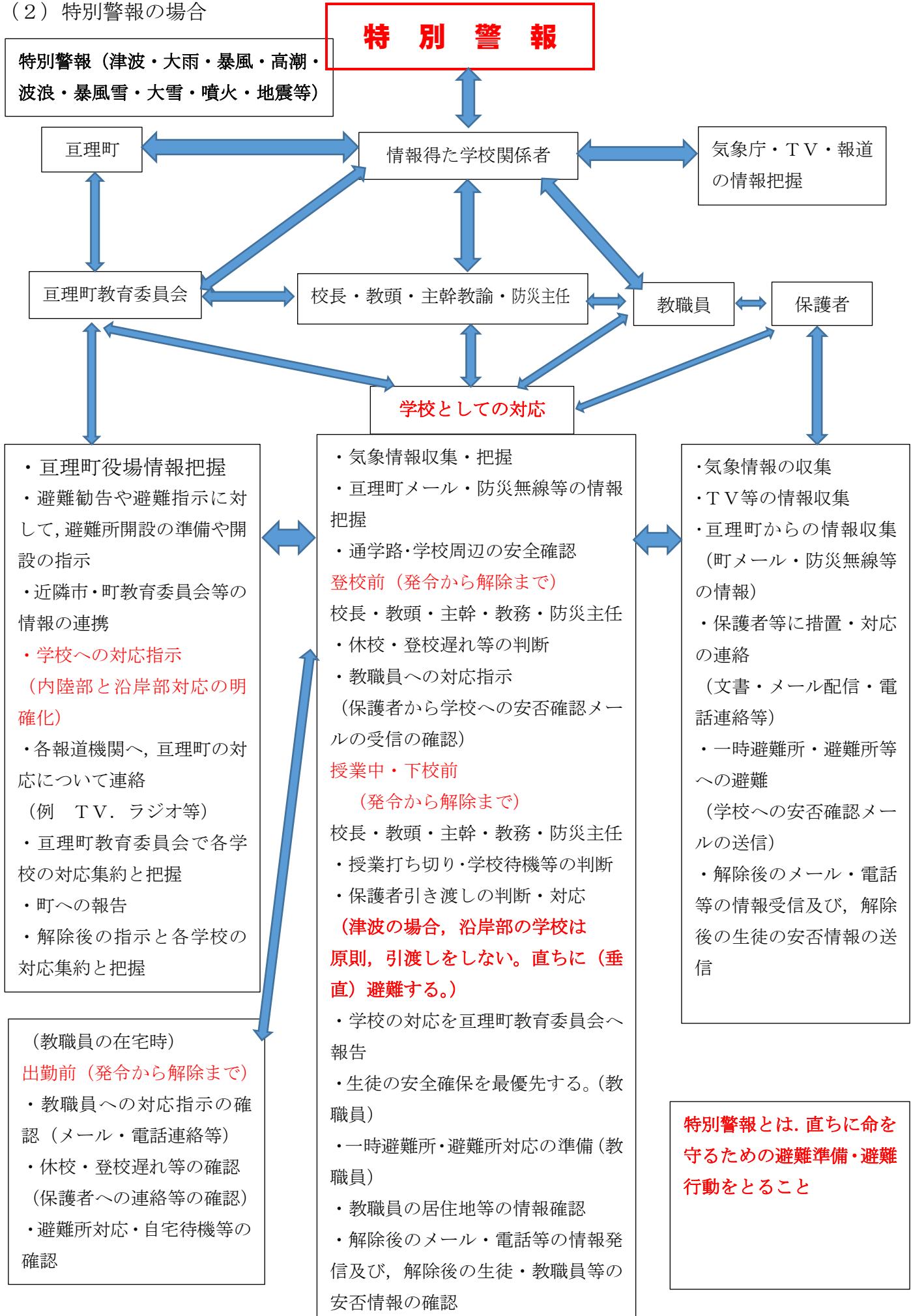
※ 災対教育部への連絡・報告は、無線 or 学校非常用携帯 or 無線 FAX を使用。

## I - 5 情報連絡体制図

### (1) 警報および注意報の場合



(2) 特別警報の場合



(3) 注意報、警報、特別警報それぞれの対応一覧表

対 応	亘理町教育委員会	吉田中学校（校長）	(情報収集)・保護者対応
注意報	情報収集（河川・道路・公共交通機関等の情報収集）通学路・学校周辺の安全確認 (警報に変わることもあるので、早目の準備や待機。)		
警報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体の情報に留意</li> <li>・避難勧告や避難指示・避難所開設の対応を指示</li> <li>・学校への対応の指示 <b>(内陸部と沿岸部の対応への明確化)</b></li> <li>・各報道機関へ、亘理町の対応について連絡 (例 T.V. ラジオ等)</li> </ul>	<p>・気象情報 通学路・学校周辺の安全確認</p> <p><b>登校前</b> 校長・教頭・主幹・教務・防災主任 ・休校・登校遅れ等の判断 ・教職員への対応指示</p> <p><b>授業中</b> 校長・教頭・主幹・教務・防災主任 ・授業打ち切り・学校待機等の判断 ・保護者引き渡しの判断・対応</p> <p><b>下校時</b> 校長・教頭・主幹・教務・防災主任 ・集団下校の対応 (教職員の引率等の指示) ・保護者引き渡しの判断・対応</p>	<p>・気象情報の収集 ・T.V等の情報収集 ・亘理町からの情報収集 (防災無線等の情報) ・保護者等に措置・対応の連絡 (文書・メール配信・電話連絡等の対応) ・教職員の居住地等の情報確認 ・学校の対応を亘理町教育委員会へ報告 ・生徒の安全確保を最優先する。(教職員) ・一時避難所・避難所対応の準備(教職員)</p>
特別警報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体の情報に留意</li> <li>・避難指示への対応や避難所開設の対応を指示</li> <li>・学校へ対応の指示 <b>(内陸部と沿岸部の対応への明確化)</b></li> <li>・各報道機関へ、亘理町の対応について連絡 (例 T.V. ラジオ等)</li> </ul>	<p>・気象情報 通学路・学校周辺の安全確認</p> <p><b>登校前（発令から解除まで）</b> 校長・教頭・主幹・教務・防災主任 ・休校・登校遅れ等の判断 ・教職員への対応指示</p> <p><b>授業中・下校前（発令から解除まで）</b> 校長・教頭・主幹・教務・防災主任 ・授業打ち切り・学校待機等の判断 ・保護者引き渡しの判断・対応 (津波の場合、沿岸部の学校は原則、引渡しをしない。直ちに(垂直)避難する。)</p>	<p>・気象情報の収集 ・T.V等の情報収集 ・亘理町からの情報収集 (防災無線等の情報) ・保護者等に措置・対応の連絡 (文書・メール配信・電話連絡等の対応) ・教職員の居住地等の情報確認 ・学校の対応を亘理町教育委員会へ報告 ・生徒の安全確保を最優先する。(教職員) ・一時避難所・避難所対応の準備(教職員)</p>

特別警報の対応 … 特別警報の際には、「ただちに命を守る行動をとってください。」

(自宅内避難・避難所への避難・水平（西側）垂直（高い建物）への避難)

# I - 6 災害発生時の下校指導及び保護者引き渡し計画

## (1) 災害発生時の下校指導

津波（注意報・警報・特別警報）以外の災害が発生した場合、教職員は担当地区の巡回を行い、生徒の下校指導を行う。その際危険箇所等の確認をし、生徒の安全確保に努めた上で避難誘導する。

詳細は別紙『地震・津波対応マニュアル』のとおりである。

## (2) 保護者引き渡し

### 1) 保護者引き渡しカード（次のページ）の作成と保管

入学後すぐに保護者に引き渡しカードの記入を依頼し、原本は家庭で3年間保管、コピーは緊急持ち出し品のカゴに保管し（亘理中用・吉田小用）、緊急時に持ち出す。また、年度初めに学校で保管している引き渡しカードを家庭に返却して加除修正を依頼し、年度ごとに内容を更新するようとする。

### 2) 引き渡しの判断基準と引き渡し場所

#### 引き渡しの判断基準

登校中・在校時に以下の災害等が発生した場合。津波の場合は下校中も含む。

- ①津波がない地震（5強以上）の場合
  - ②津波注意報・警報の場合  
**（引き渡しは注意報・警報解除後）**
  - ③その他の災害や事件等で必要な場合
- ※ 引き渡しをお願いする際は、いずれもメール配信で保護者に知らせる。
- ※『引き渡しカード』に記載されていない人には、生徒を引き渡さない！

#### 引き渡し場所

左記の①・③の場合は、以下のいずれかの場所で引き渡しを行う。（状況による）

- ア) 吉田中学校 校庭北側
- イ) 吉田中学校 多目的室
- ウ) 吉田中学校 体育館

左記の②の場合は、避難する時間の有無で以下のいずれかの場所で引き渡しを行う。

- エ) 避難する時間あり…吉田小学校
- オ) 緊急で避難が必要…吉田中屋上

### 3) 引き渡し手順

引受人	教職員
① 避難場所入口（受付）で、情報担当班・各学年担当に生徒名を伝える。	① 情報連絡班・各学年担当が引渡人の本人確認を行い、引き渡しカードに引渡時刻等の記録を記入する。
② 引き渡しカードの記載内容を確認し、引渡の署名をする。引渡後の連絡先に変更があれば、カードに記入し教職員に伝える。	② 引渡後の連絡先等に変更がないか、引き渡しカードの内容を引受人に確認してもらい、引き渡しの署名をお願いする。
③ 直接生徒を引き受け、生徒と一緒に帰宅。	③ 各学年担当が生徒を入口（受付）に連れて行き、引受人に直接引き渡す。

※ 津波注意報・警報・特別警報が解除されるまでは、引渡の申し出があっても生徒と同様の安全な場所で待機をお願いし、生徒の引渡を行わないこととする。

# 災害時引き渡しカード

亘理町立吉田中学校

年 組 番	年 組 番	生徒氏名			
地区：		保護者氏名			
現住所					
緊急連絡先 <small>上段：続柄、下段：電話番号</small>		①【 ( )】	②【 ( )】	③【 ( )】	
在学の兄弟等		年　組	年　組	年　組	

**緊急時の引受人（生徒を迎える人、保護者以外の人も含む）**

**※こちらに記載のない方への引き渡しは行いません。**

	引受人氏名	TEL 番号	本人との関係	署名	備考
1		( )			
2		( )			
3		( )			

## 引き渡しの記録

※ここから下は、記入不要です。

引き渡し日	/ ( )	/ ( )	/ ( )
引き渡し時刻	時　分	時　分	時　分
引き渡し職員			
引き渡し場所			
特記事項			

※別紙の『地震・津波対応マニュアル』と合わせて保管をお願いします。

※このカードのコピーは、学校で保管し、緊急時の保護者への引き渡しに使わせていただきます。

※毎年、年度始めに一度返却させていただくので、変更があれば朱書きで訂正し、提出をお願いします。

※このカードのコピーは、お子さんが卒業後、個人情報に留意の上で処分させていただきます。

## 引き渡しをお願いする場合

- ①津波がない地震（5強以上）の場合
  - ②津波注意報・警報の場合  
(引き渡しは注意報・警報解除後)
  - ③その他の災害や事件等で必要な場合
- ※ 引き渡しをお願いする際は、いずれもメール配信でお知らせします。

## 吉田中学校の連絡先

吉田中学校 TEL

0223-36-2022

吉田中学校携帯電話

080-1690-7817

# 災害時引き渡しカード

亘理町立吉田中学校

年組番 年組番 年組番	生徒氏名				
地区：	保護者氏名				
現住所					
緊急連絡先 <small>上段：続柄、下段：電話番号</small>	①【 ( )】	②【 ( )】	③【 ( )】		
在学の兄弟等	年組	年組	年組		
<b>緊急時の引受人（生徒を迎える人、保護者以外の人も含む）</b> ※こちらに記載のない方への引き渡しは行いません。					
	引受人氏名	TEL 番号	本人との関係	署名	備考
1		( )			
2		( )			
3		( )			
<b>引き渡しの記録</b>					※ここから下は、記入不要です。
引き渡し日	/ ( )	/ ( )	/ ( )		
引き渡し時刻	時 分	時 分	時 分		
引き渡し職員					
引き渡し場所					
特記事項					

※別紙の『地震・津波対応マニュアル』と合わせて保管をお願いします。

※このカードのコピーは、学校で保管し、緊急時の保護者への引き渡しに使わせていただきます。

※毎年、年度始めに一度返却させていただくので、変更があれば朱書きで訂正し、提出をお願いします。

※このカードのコピーは、お子さんが卒業後、個人情報に留意の上で処分させていただきます。

## 引き渡しをお願いする場合

- ①津波がない地震（5強以上）の場合
  - ②津波注意報・警報の場合  
(引き渡しは注意報・警報解除後)
  - ③その他の災害や事件等で必要な場合
- ※ 引き渡しをお願いする際は、いずれもメール配信でお知らせします。

## 吉田中学校の連絡先

吉田中学校 TEL

0223-36-2022

吉田中学校携帯電話

080-1690-7817

## II-2 地震発生時の対応と避難誘導（津波被害が想定されない場合）

### (1) 地震対応マニュアル早見表

津波がない <b>地震のみ</b> 発生 → 避難所： <b>長瀬小学校・吉田中学校</b>			
	震度4	震度5弱	震度5強以上
登校中	<p>職員が各担当地区を巡視 + メール配信で対応をお知らせ</p> <p>◆安全に留意して登校</p>	<p>職員が吉中へ避難誘導</p>	<p>◆保護者への引き渡し。迎えが来るまで、生徒は吉中で保護。【引き渡しカード】</p> <p>メール配信でお知らせ</p>
在校時	<p>生徒に身の安全を守らせ【あ・お・た・い】、安全な場所へ避難誘導</p> <p>◆安全に留意して下校</p>	<p>メール配信で対応をお知らせ</p> <p>◆職員が各担当地区を巡視の上で、下校</p>	<p>◆保護者への引き渡し。迎えが来るまで、生徒は吉中で保護。【引き渡しカード】</p> <p>メール配信でお知らせ</p>
下校中	<p>◆職員が各担当地区を巡視し、安全確保に努めた上で下校</p> <p>◆家庭での対応</p> <p>◆状況に応じて、安否確認の実施</p> <p>◆保護者へメール配信で対応をお知らせ</p>		
休日 夜間 登校前 下校後	<p>◆家庭での対応</p> <p>◆状況に応じて、安否確認の実施</p> <p>◆保護者へメール配信で対応をお知らせ</p> <p>※配慮が必要な生徒へは、学年が個別に連絡・対応をする</p>		

### 安否確認の方法について

- ① 職員が直接会って行う安否確認（避難所）
- ② 安否確認メールによる安否確認（保護者からのメール返信）
- ③ メールで返信できない場合は、  
学校用携帯電話 080-1690-7817  
への連絡による安否確認

## (2)地震発生時の対応

### 1)登下校中

地 震 発 生

#### 基本行動

#### 生 徒

#### 教 師

危険な場所から避難

- ・広い場所に移動する
- ・建築物や塀から離れる。
- ・狭い路地から離れる。

- ・広い場所へ移動させる。(近くにいた時)

身体の保護

- ・身を低くする
- ・カバンなどをのせて頭を守る。

- ・身を低くさせ、頭にカバン等をのせさせ保護させる。
- ・落ち着いた行動をとるようにさせる。(近くにいた時)

災害の程度に応じた安全行動

災害が大きいとき

- ・近い所へ移動する。
- ・自宅へ
- ・学校へ
- ・避難場所へ

災害が小さいとき

- ・登校時は登校
- ・下校時は下校

- ・災害の程度に応じた安全行動をとらせる。(近くにいた時)
- ・本部で決められた地域へ行き指導する。

事前に

- ・登下校中の避難場所を家族で確認しあく。
- ・通学路の中間点を知つておく。

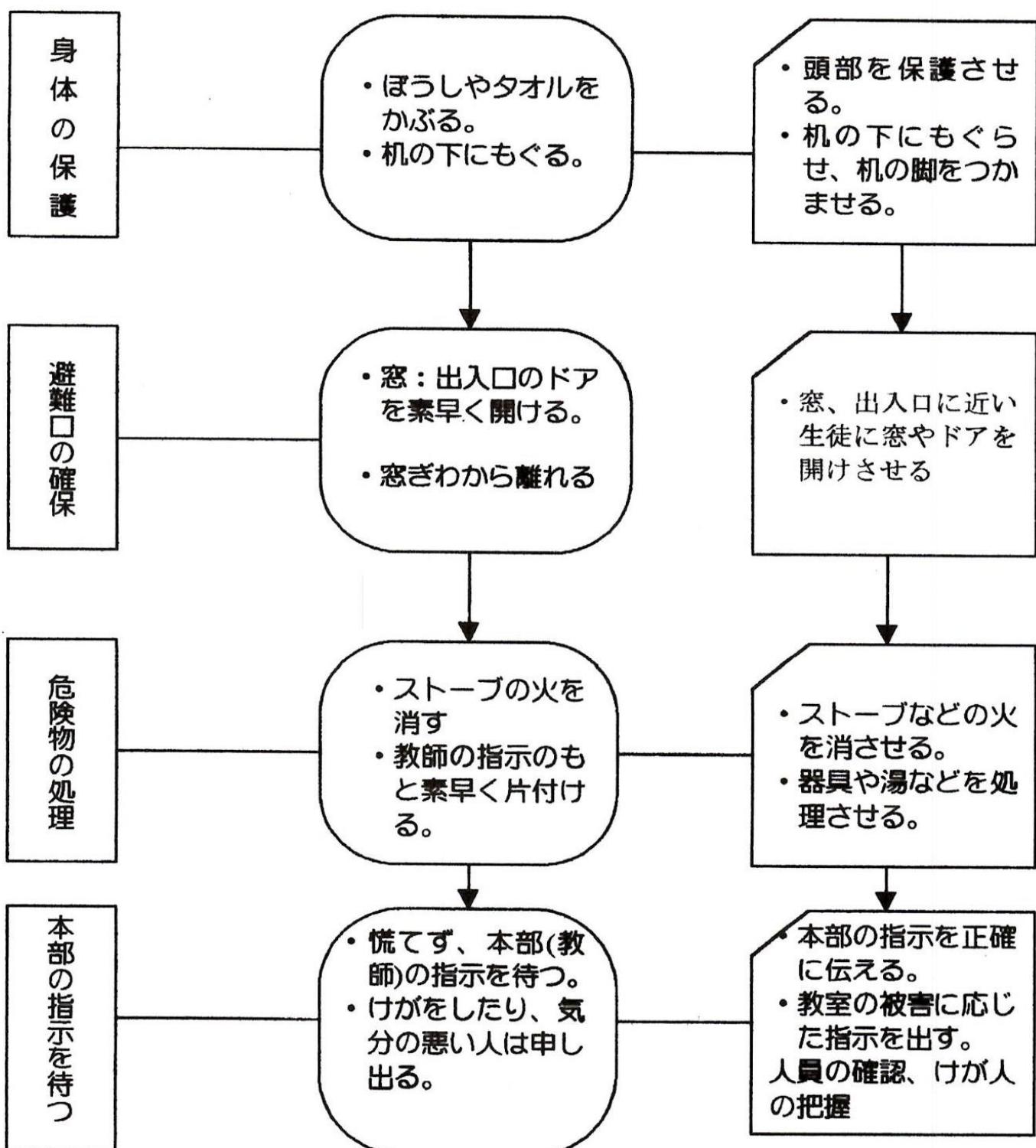
## 2) 授業中

### 普通教室にいるとき

#### 基本行動

#### 生徒

#### 教師



事前に

- ・災害時に、一人一人で行動することは危険であり教員の指示のもと、集団で行動することが大切であることをわかつせておく。

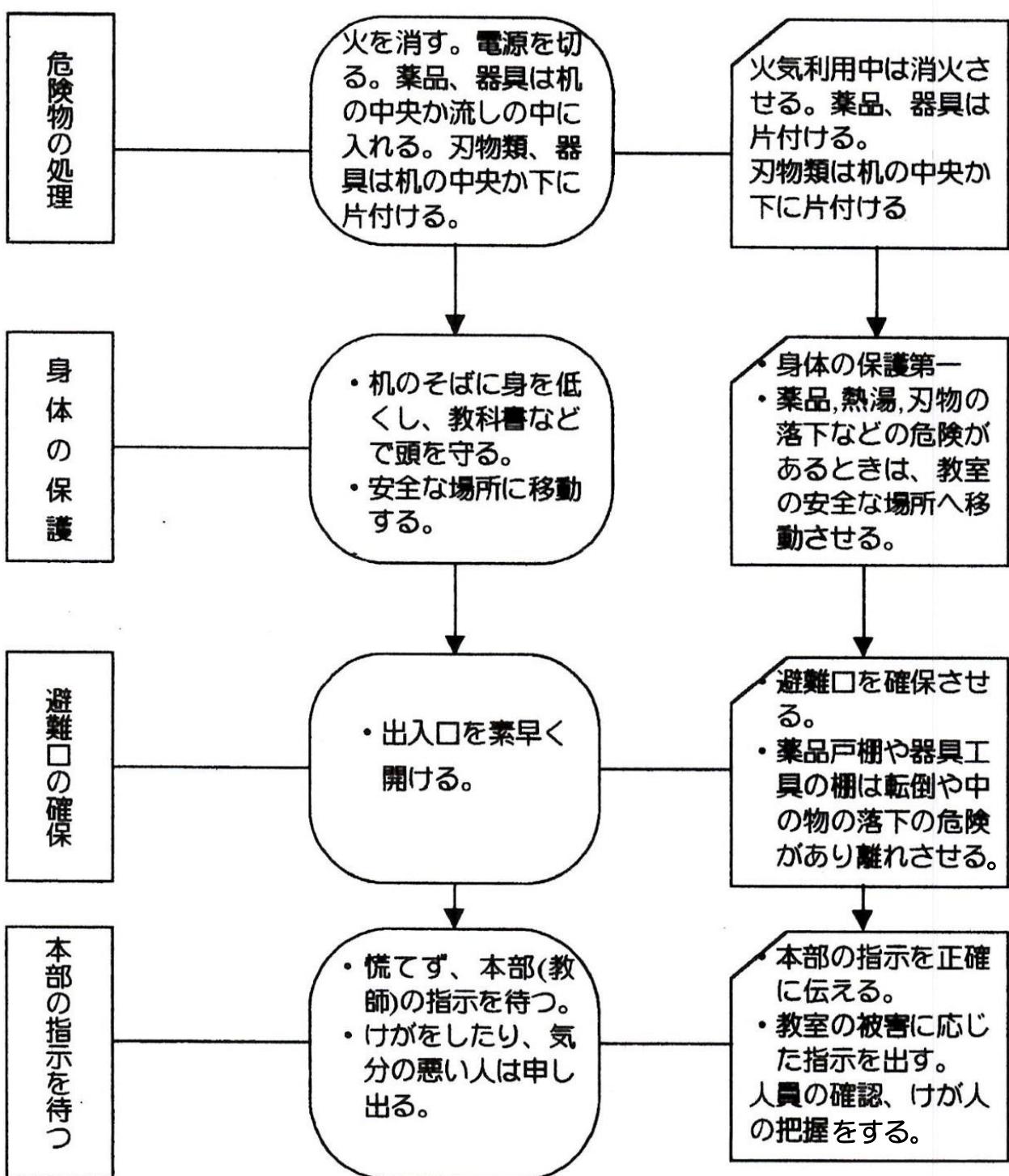
### 3) 授業中

## 特別教室にいるとき

### 基本行動

### 生徒

### 教師



事前に

- 整理整頓を心がける。
- 熱湯や刃物への対処の仕方を知らせておく。

## 4) 授業中

## 体育館にいるとき

### 基本行動

### 生徒

### 教師

中央に集合

- ・体育館の中央に集まる。
- ・落ち着いて、静かに行動する。

- ・体育館の中央に集合させる
- ・慌てて、飛び出さない。(落下物の危険がある)

身体の保護

- ・身を低くし、頭を守る。
- ・床に伏せるようにする。

- ・身を低くさせ頭を守らせる。
- ・身体を寄せ合い不安を取り除く。
- ・危険であれば安全な場所へ。

避難口の確保

- ・出入口を素早く開ける。
- ・外へはでない。

- ・できるだけ、避難口を確保させる。

本部の指示を待つ

- ・慌てず、本部(教師)の指示を待つ。
- ・けがをしたり、気分の悪い人は申し出る。

- ・本部の指示を正確に伝える。
- ・人員の確認をする
- ・けが人の有無を把握する。

事前に

- ・照明器具の点検はこまめに行っておく。
- ・集会の場合、指示者をはつきりさせておく。

## 5) 授業中

### 校舎外にいるとき

#### 基本行動

#### 生徒

#### 教師

中央に集合

建物から離れる。校庭の中央に集まる。  
プールにいる時は、すぐ水から出る。  
広い場所に集まる。

建物から離れさせる。  
校庭の中央に集合  
教室には入らないようにさせる。

身体の保護

- ・身を低くする。
- ・友達と身体を寄せ合う。

- ・身を低くさせる。
- ・心の動揺を静めさせる。
- ・不安を取り除く
- ・生徒の把握に努める。

人員の確認

- ・人員点呼を受ける。

- ・全員がいるか点呼をし、確認する。
- ・けが人の有無を確認する。

本部の指示を待つ

- ・慌てず、本部(教師)の指示を待つ。
- ・けがをしたり、気分の悪い人は申し出る。

- ・本部の指示を正確に伝える。
- ・周囲の状況に応じた指導・指示をする。

事前に

- ・事前に安全な場所を確認しておく

## 6) 休息中・清掃中

基本行動は授業中に準ずる

教室

体育館

廊下

階段

便所

昇降口

校庭

- ・外に出ない。
- ・出入り口を開ける。

- ・中央に集まる。
- ・出入り口を開ける。

- ・ガラスや落下物のない所に身を寄せせる。
- ・近くの教室に入る。

- ・その場の壁ぎわに、身を寄せる。

- ・ドアを少し開ける。

- ・ガラスや落下物のない所に身を寄せせる。
- ・近くの教室に入る。

- ・校庭の中央へ集まる。

- ・机の下にもぐる。
- ・身近にあるもので頭を守る。

- ・身を低くし、頭を守る。

- ・身を低くし、頭を守る。

- ・身を低くし、頭を守る。

- ・そのまま、身を低くして待つ。

- ・身を低くし、頭を守る。

- ・そのまま、身を低くして待つ。

落ち着いて、教師が来るのを待つ。

### III – 1 火災発生時の対応

#### (1) 消防計画

##### 1. 目的

消防法第8条に基づき、本校の災害を予防し、非常災害発生の際、人命及び重要部検討を保護し、被害を最小限にとどめることを目的とする。

##### 2. 基本方針

- (1) 生徒に対しては、各教科、道徳、特別活動などのあらゆる機会を通して、火災、地震、落雷、風水害等への正しい理解を得させ、非常災害に当たって、心構えをつくるとともに、避難方法の熟知徹底を図る。
- (2) 非常災害に当たっては、生徒の安全を第一として、消火及び重要物件の搬出等は教職員がこれに当たる。
- (3) 消防及び避難等の組織はできるだけ簡素化し、非常災害対策はそれぞれの状況に応じて臨時の処置がとれるように配慮する。
- (4) 火災については、事故の未然防止を旨とし、日常の点検・整備並びに生徒の指導に当たるものとする。

##### 3. 防火及び警備の組織、点検に関するここと

- (1) 全校の防火・警備の最高責任者は校長とし、教頭を防火管理者に選任する。防火管理者に選任された教頭は、年度初めに防火計画を立案し、職員及び生徒に対し必要事項を周知徹底させなければならない。
- (2) 消防用設備・電気並びに火気使用場所及び戸締まり等の日常の点検・整備のため、各階に責任者を置く。各階の責任者は別に定める。
- (3) 各階の責任者は、常時定められた区域における消防設備の点検を行うとともに、電気及び火気使用者及び引火性並びに発火性薬品の保管ならびに使用者に対する必要な指示もしくは指導を行う。
- (4) 教頭及び事務、各施設管理者は、毎月1日管理及び避難施設について安全点検を行い、維持管理に努める。各施設管理者は、別に定める（教育計画）。
- (5) 教頭及び事務、各施設管理者の月別安全点検及び委託業者の行う定期点検の報告を受け、その指摘のあるときは至急に必要な処置を講ずるとともに、これを校長に報告しなければならない。
- (6) 職員は次のことを励行する。
  - (ア) 非常災害時の対策を常に心掛ける。
  - (イ) 非常持ち出し書類は、必ず耐火書庫の中か、非常持ち出し袋に保管する。
  - (ウ) 退出時は机上及び周囲を整理する。
  - (エ) 使用した電気及び火気の後始末を確認する。
  - (オ) 使用した部屋の窓及び戸締まりを確認する。
- (7) 日常の管理及び防火点検は次による。
  - (ア) 消火器の所在と標識の確認・整備
  - (イ) 火災報知器の整備
  - (ウ) 消火栓、避難口、避難袋と表示の整備、障害物の撤去
  - (エ) ストーブ、加湿器等
  - (オ) 電気配線、延長コードの使用状況

(カ) 戸締まり

- (8) 乾燥注意報、強風注意報等が発表されたときには、これを全職員に周知する。全職員は必要な対応をとれるように待機し、日常点検を特に念入りに行う。
- (9) ストーブ使用のきまりについては、別に定める（教育計画（「火気取り締まり規定」）。
- (10) その他詳細は別に定める（教育計画「防火管理規定」）。

#### 4. 避難所開設について

- (1) 状況に応じて（内陸型地震、大規模火災、ミサイル等の場合）、避難所を開設する。詳細については、別に定める。（P 6 2 避難所運営計画参照）。

#### 5. 外部機関との連携について

- (1) 目的を達成するために、外部機関との連携を図る。

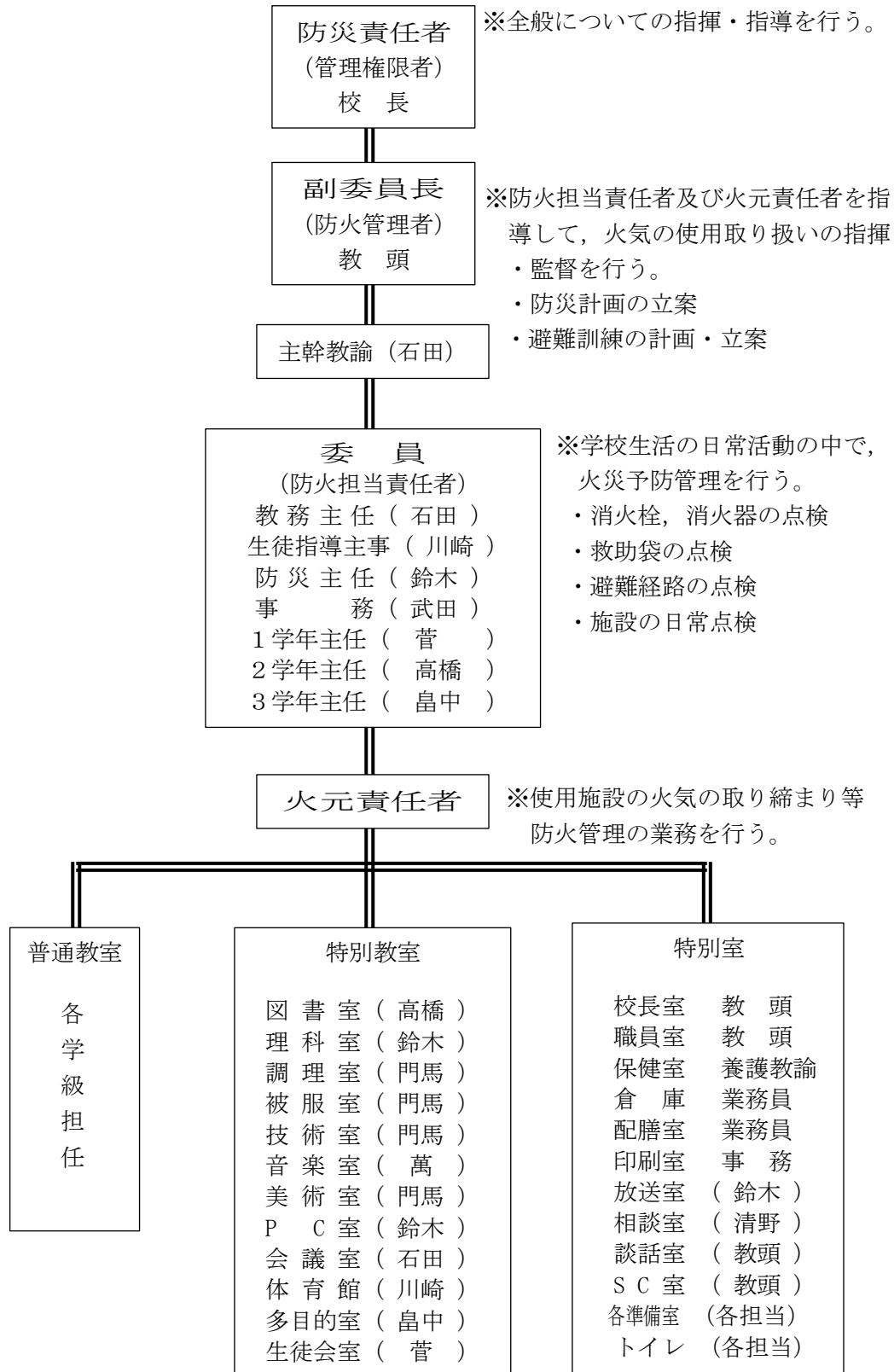
## (2) 予防管理組織

別表1

# 予防管理組織

## 防 災 組 織

### 《 日常における防災管理組織及び任務 》

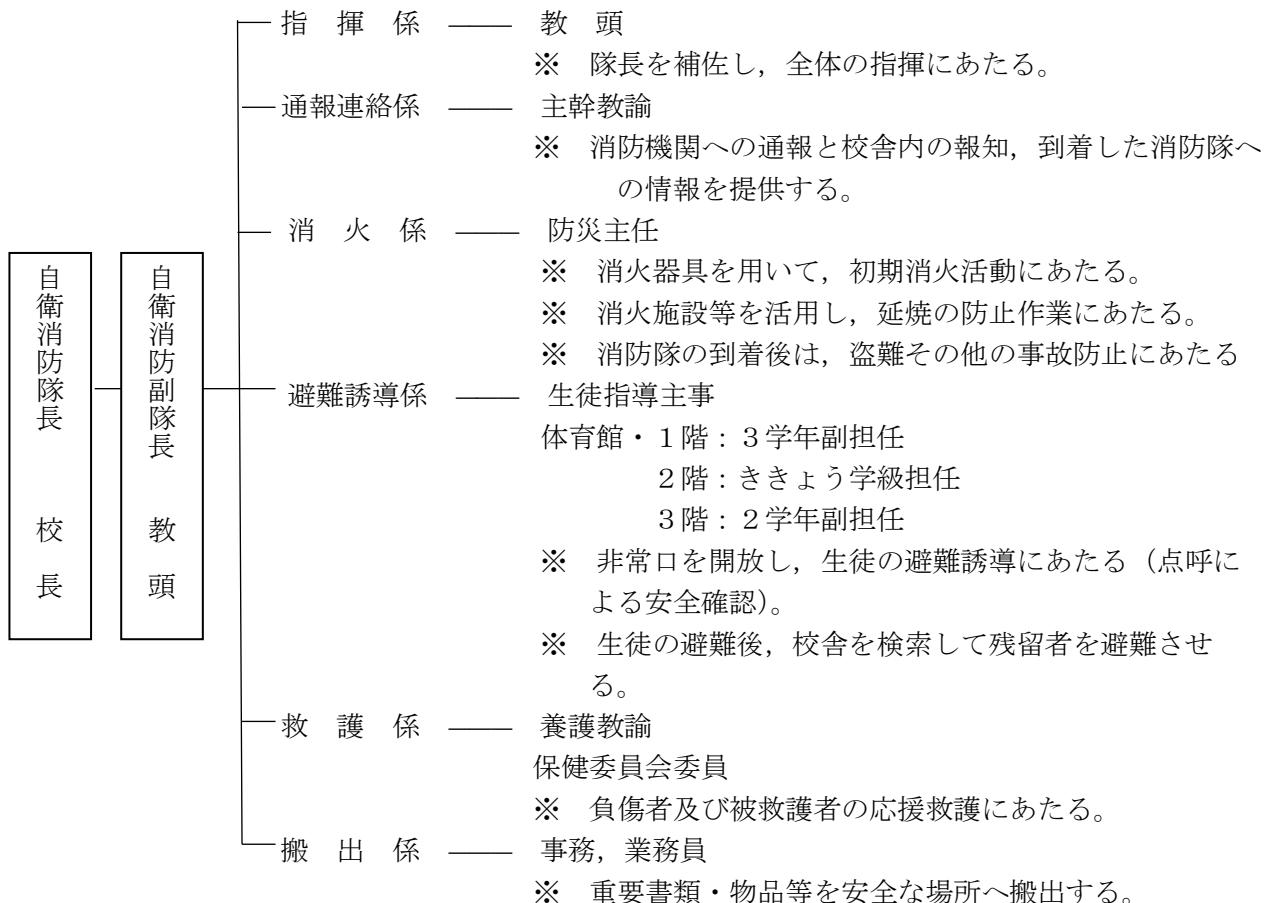


### (3) 自衛消防隊編制表

別表2

## 自衛消防隊編制表

### 《火災発生時における防衛組織及び任務》



### 非常時の教師の心構え

1. 指揮命令の遵守…勝手な判断は慎む・指揮命令を守る
2. 正確な情報収集…冷静に受け止める・正確な情報を得る
3. 的確な判断…被害状況・経路の安全・負傷者を確かめる
4. 簡単明瞭な指示…毅然たる態度・簡単明瞭に指示する
5. 生徒の把握…生徒を教師の指揮下に・完全に生徒を掌握する